

令和5年度 羽曳野市と畜場特別会計補正予算（第2号）

令和5年度羽曳野市のと畜場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和5年11月30日 提出

羽曳野市長 山入端 創

第 1 表 債 務

事 項
施 設 管 理 運 営 委 託 料 (南 食 ミ ー ト セ ン タ ー)

負 担 行 為

期 間	限 度 額
令和5年度～令和6年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込額）		当該年度以降の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
施設管理運営委託料 （南食ミートセンター）	市と指定管 理者の協定 書に基づく 指定管理料			令和5～6年度	市と指定管 理者の協定 書に基づく 指定管理料

額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国（府）支出金	地 方 債	そ の 他	
			市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料